

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
水質検査役務	2024E-2		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作成	令和 6年 2月 27日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄弾薬支処において実施する水質検査役務（以下、“役務”という。）について必要な事項を規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

b) 法令等

水道法（以下、“法”という。）

2 役務に関する要求

2.1 検査方法

a) 検査方法、その他必要事項は、法第20条の6第、法施行規則第15条の4で定められている検査方法によるものとする。

b) 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法に基づき、一般細菌及び大腸菌に関する検査については、浄水及び原水に関わらず試料採水後12時間以内に試験を行うものとし検査工程表を提出するものとする。

2.2 検査項目

検査項目は、表1及び表2による。

表1－浄水検査項目

番号	検査項目	番号	検査項目
1	一般細菌	26	臭素酸
2	大腸菌	27	総トリハロメタン
3	カドミウム及びその化合物	28	トリクロロ酢酸
4	水銀及びその化合物	29	ブロモジクロロメタン
5	セレン及びその化合物	30	ブロモホルム
6	鉛及びその化合物	31	ホルムアルデヒド
7	ヒ素及びその化合物	32	亜鉛及びその化合物
8	六価クロム化合物	33	アルミニウム及びその化合物
9	亜硝酸態窒素	34	鉄及びその化合物
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	35	銅及びその化合物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	36	ナトリウム及びその化合物
12	フッ素及びその化合物	37	マンガン及びその化合物
13	ホウ素及びその化合物	38	塩化物イオン
14	四塩化炭素	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）
15	1, 4-ジオキサン	40	蒸発残留物
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	41	陰イオン界面活性剤
		42	ジェオスミン
17	ジクロロメタン	43	2-メチルイソボルネオール
18	テトラクロロエチレン	44	非イオン界面活性剤
19	トリクロロエチレン	45	フェノール類
20	ベンゼン	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）
21	塩素酸	47	pH値
22	クロロ酢酸	48	味
23	クロロホルム	49	臭気
24	ジクロロ酢酸	50	色度
25	ジブロモクロロメタン	51	濁度

表2－原水検査項目

1	原水全項目（上記表1の番号21～31及び48を除く）
2	クリプトスポリジウム指標菌

2.3 実施項目

調達要領指定書によって指定する。

2.4 日程・回数

調達要領指定書によって指定する。

2.5 試料の採水

試料の採水に関しては、受注者が採水するものとする。ただし、受注者が遠方の場合に限り、試料の採水を発注者が行うことができる。

3 品質保証

検査は、発注者が定める、監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

本役務に必要な書類手続きは、遅滞なく実施し検査結果（2部）は速やかに提出するものとする。

4.2 提出書類期限

調達要領指定書によって指定する。

4.2 役務諸経費

役務に関する諸経費（採水容器、運搬費等）はすべて受注者で負担するものとする。

4.3 疑義

本役務に関して、不明又は疑義が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。ただし軽微なものについては、発注者の指示に従うものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 3 7 9 1 C E 2 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 6 年 2 月 2 7 日
	作 成 部 課	足 寄 弾 薬 支 処 総 務 科 営 繕 班
	作 成 年 月 日	令 和 6 年 2 月 2 7 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 4 E - 2

指 定 事 項

1 実施項目及び日程・回数

浄水 9 項目

検査項目	検査日程・回数
・一般細菌	令和6年 4・5・6・7 8・9・10 11・12月
・大腸菌	
・塩化物イオン	
・有機物（全有機炭素（TOC）の量）	令和7年 1・2・3月
・pH値	
・味	検査回数：12回
・臭気	
・色度	
・濁度	

浄水 1 4 項目

検査項目	検査日程・回数
・シアン化物イオン及び塩化シアン	令和6年 6・9・12月 令和7年 3月 検査回数：4回
・臭素酸	
・フッ素及びその化合物	
・塩素酸	
・クロロ酢酸	
・クロロホルム	
・ジクロロ酢酸	
・ジブromokクロロメタン	
・総トリハロメタン	
・トリクロロ酢酸	
・ブromोजクロロメタン	
・ブromoホルム	
・ホルムアルデヒド	
・蒸発残留物	

浄水 4 項目

検査項目	検査日程・回数
・ヒ素及びその化合物	令和6年 6月 検査回数：1回
・ナトリウム及びその化合物	
・ジェオスミン	
・2-メチルイソボルネオール	

原水全項目

検査項目	検査日程・回数
・原水全項目（消毒副生成物・味を除く39項目）	令和6年 6月 検査回数：1回

クリプトスポリジウム指標菌

検査項目	検査日程・回数
・大腸菌	令和6年 6・9・12月 令和7年 3月 検査回数：4回
・嫌気性芽胞菌	

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	3 3 7 9 1 C E 2 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 6 年 2 月 2 7 日
	作 成 部 課	足 寄 弾 薬 支 処 総 務 科 営 繕 班
	作 成 年 月 日	令 和 6 年 2 月 2 7 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 4 E - 2

指 定 事 項

2

検 査 日 程	検 査 結 果 提 出 期 限
・ 令和 6 年 4 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 6 年 5 月 7 日
・ 令和 6 年 5 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 6 年 5 月 3 1 日
・ 令和 6 年 6 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目 ・ 浄水 4 項 目 ・ 浄水 1 4 項 目 ・ 原 水 全 項 目 ク リ プ ト ス ポ リ ジ ウ ム 指 標 菌)	・ 令和 6 年 6 月 3 0 日
・ 令和 6 年 7 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 6 年 7 月 3 1 日
・ 令和 6 年 8 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 6 年 8 月 3 0 日
・ 令和 6 年 9 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目 ・ 浄水 1 4 項 目 ・ ク リ プ ト ス ポ リ ジ ウ ム 指 標 菌)	・ 令和 6 年 9 月 3 0 日
・ 令和 6 年 1 0 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 6 年 1 0 月 3 1 日
・ 令和 6 年 1 1 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 6 年 1 1 月 2 9 日
・ 令和 6 年 1 2 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目 ・ 浄水 1 4 項 目 ・ ク リ プ ト ス ポ リ ジ ウ ム 指 標 菌)	・ 令和 7 年 1 月 6 日
・ 令和 7 年 1 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 7 年 1 月 3 1 日
・ 令和 7 年 2 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 7 年 2 月 2 8 日
・ 令和 7 年 3 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目 ・ 浄水 1 4 項 目 ・ ク リ プ ト ス ポ リ ジ ウ ム 指 標 菌)	・ 令和 7 年 3 月 3 1 日